

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する，地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき，指定公金事務取扱者を指定したので，同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

伊丹市自動車運送事業管理者 森 脇 義 和

記

- 1 指定公金事務取扱者
 - (1)名称 株式会社スルッと KANSAI
 - (2)事務所の所在地 大阪府大阪市浪速区湊町2丁目1番57号 難波サンケイビル11階

- 2 委託した公金事務に係る歳入
バス運賃清算事務後のバス運賃について

- 3 指定をした日
令和8年4月1日

- 4 委託をした日
令和8年4月1日

以上